

倭建の命は天皇か : 古事記の用字法に即して

福田, 良輔
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/12379>

出版情報 : 語文研究. 3, pp.1-8, 1955-11-30. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

倭建の命は天皇か

古事記の用字法に即して

福田良輔

若帯日子命与倭建命、亦五百木之入日子命、此三王、負_二太子之名_一。

とあつて、景行天皇の諸皇子の中で、天つ日嗣を継がれる資格の具はつた皇子であることを特記してゐる。しかし、記紀共に即位の事実は記されてゐない。

ヤマトケルノミコトは、記に倭建命、紀に日本武尊と記され、また記紀及び旧事本紀にヲウスノミコト（小碓命）、記にヤマトヲグナノミコト（倭男具那命）、紀にヤマトヲグナ（日本童男）の別名があるが、幼名は小碓命で、大碓命の同母弟で、景行天皇の皇子となつてゐる。しかるに、常陸風土記にはすべて倭武天皇とあり、萬葉集仙覚抄所引の阿波風土記逸文には倭建天皇命とあつて、天皇として伝へられてゐる。このやうな異伝が主要な根拠となつて、記紀の伝へる倭建の命の皇子説の他に、従来、命の即位説、景行天皇と倭建の命との同一人説が存在してゐることは、周知の通りである。

ところで、古事記の倭建の命に関する記事に、

しかるに、古事記においては、天照大御神を中心とする系譜上の身分に依じて、比較的神位の高い神や天皇・皇子女及び大后・后に限り、国語の敬語を表記した漢字が用ゐられてをり、また皇統を継がれた神とイザナギノ神、イザナミノ神・タカキノ神・スサノヲノ命・オホクニヌシノ神等の如き最高の神、天皇及び大后・后にのみ用ゐられてゐる国語の敬語を表記する漢字がある。例へば、すでに指摘されてゐる如く、原則的には「御」字は比較的神位の高い神及び皇子女以上の皇族に対して用ゐられてゐる。

前掲の古事記の記事によれば、倭建の命は、景行天皇の皇子の中で、天つ日嗣を継ぐ資格を具へられた三皇子の一人である。

しかして、古事記において、皇統を継がれた方のお子は、神代、人皇共に原則として「御」を添へて、「御子」と記してゐる。しかし、皇統を継がれた方や継ぐべき方に反抗した方には、皇統を継がれた方の子でも「御」を添へない。のみならず、皇子女でもその母親の身分が低いと、「御」を添へない。また、皇孫以下には「御」を添へない。例へば、比較の便宜上、景行天皇の皇子女に例をとると、その多くの皇子女には「生御子」とあるのに、「又妾之子、豊戸別王、次沼代郎女、又妾之子、沼名木郎女、次香余理比売命（以下略）」とあつて、妾腹の皇子女に限り、「御」が省かれてゐる。しかし、「御」が無くても「ミ」を読み添へることはいふまでもない。しかるに、倭建の命の皇子女には「御」が書き添へられてゐる。

倭建の命と后妃との間に生れた王子女に対しては、皇子女と同じく「生御子」と「御」があるのが五例、「又一妻之子」と「御」が無いのが一例である。「又一妻之子」に

「御」が無いのは、景行天皇の皇子女の中で、「又妾之子」と母親の身分の低い皇子女に「御」が無いのと同じである。更に、その妃のオトタチバナヒメノ命に対し、「其后御櫛」「御陵」等の如く、「御」を書き添へてゐるが、これは天皇の後妃と全く同じ敬語の表記法であつて、皇子以下の皇族の妃には「御」を書き添へないのが、古事記の敬語の表記法である。なほ、「后」も、古事記ではササノヲノ命やオホクニヌシノ神の如き最高の神や皇統を継がれた神及びお方（天皇）の配偶者に限り用ゐられ、皇子以下の配偶者に対しては用ゐられてゐない。オトタチバナヒメノ命に対しては、すべて「后」が用ゐられてをり、命のその他の配偶者に対しても、「坐倭后等」「余其后及御子等」の如く、「后」が用ゐられてゐる。即ち、倭建の命及びその御子に対する「御」、その配偶者に対する「后」の使用においては、倭建の命は、天皇と全く同じ地位である。

なほ、倭建の命自らの行為や所持物及び所属の事物等に原則的に「御」が書き添へられてゐることはいふまでもない。この類の事例を左に挙げよう。

- 御髪、御懷、御名、御佩、御刀、御船、御陵、御糧、御火焼、御歌、御歌曰、大御食、大御酒盞、御合而、御心、御杖、御食之時、御病、御葬

このやうに、個人の行為や所持物及び所屬の事物等に「御」を書き添へることは、皇統を継がれた神、イザナギノ命、イザナミノ命、タカミムスビノ神、オモヒカネノ神、スサノヲノ命、オホクニヌシノ神の如き最高の神ともいふべき神及び天皇、太后（嫡后・皇后）后等に対して見られるのである。このやうな「御」の使用は、比較的神位の高い神や皇子女等においても見られないことはないが、それは例外的であつて、省略されてゐるのが原則的である。これに対し、最高の神及び天皇、太后、后においては、「御」を添へることが原則であり、省略の事例も少くはないが、それは便宜的なものであつたと思はれる。

したがつて、倭建の命に対する「御」の使用は、最高の神、天皇、太后・后と全く同じであるといふことができ。もつとも、系譜における例ではあるが、敏達記に、ヒコヒトノ太子の王子女に「御子」と「御」を添へた事例がある。しかして、倭建の命は仲哀天皇の父でありヒコヒトノ太子は舒明天皇の父である。したがつて、太子であり、天皇の父である方は、天皇、太后・后と同じ敬語の表記法を用ゐたとも考へられないことはない。しかしヒコヒトノ太子は系譜以外の記事が無いから、果して、天皇の父である太子に対しては、「御」のあらゆる敬語の使用法において、また敬意を表す他の漢字の使用法において、天皇、

太后・后と全く同じであるか、否かは明らかでない。しかして、倭建の命に対しては、すでに述べたやうに「御」や「后」は勿論、次に述べる国語の敬語を表記する漢字の使用において、天皇と全く同じであるといふことができ。

三

「坐」字は、古事記においては、主として敬語の動詞「マス」「イマス」、敬語の複語尾（所謂敬語の助動詞）「マス」を表記するのに用ゐられてゐる。その他、開化記のヒコイマスノミコ（日子坐王）のイマスの表記に用ゐられてをり、神代記の天津日子根命を祖とする額田部湯坐連、垂仁記の大湯坐、若湯坐等の湯坐（ユエ）のエの表記に用ゐられてゐる。しかして、「坐」は「御」「奉」等と異なり、漢字本来の意味には敬意を表す意味は無い。したがつて、古事記以外の上代文献においては「座」「在」「有」「居」等と同義に用ゐてゐる事例がある。

古事記において、敬語の動詞「マス」を表記する「坐」は、神及び皇族に用ゐられ、敬語の複語尾「マス」を表記する「坐」は、原則的には最高の神や天皇及びその太后・后等の場合に用ゐられてゐる。動詞「マス」の「坐」が用

みられる神や皇族中最も高貴の神や天皇及び大后・后に對し、複語尾「マス」の「坐」が用ゐられてゐる。しかし、会話の文においては（アメワカヒコの父及び妻の詞）では、やや趣を異にするものがある。しかして、古事記においては、動詞の「マス」の「坐」は、動詞「アリ」を表記する「在」の敬語として用ゐられてゐる。断るまでもないが、「御」の場合と同じく、「坐」が省略されてゐても、神や皇族に對しては、多くの場合、原則的には複語尾の「マス」を読み添へるべきである。

しかるに、倭建の命に對しては、動詞「マス」を表記する「坐」が用ゐられてゐることは勿論、複語尾「マス」を表記する「坐」が原則的に書き添へられてゐることは、最高の神や天皇、大后・后の場合と全く同じである。動詞「マス」の事例には、

坐^二於己中^一、坐^三禊理、坐^三酒折宮^一之時

があり、複語尾または複語尾的に用ゐられた事例は、

入坐（五例）、下坐（二例）、息坐、到坐、鎮坐

がある。したがつて、「坐」の用法においても、倭建の命は、天皇、大后・后と全く同じである。

四

古事記における「幸」は副詞「サキク」を表記した事例が一例ある他は、敬語の動詞「イデマス」又は敬語の複語尾「マス」を表記するのに用ゐられてゐる。しかし、ここで問題となるのは、動詞「イデマス」、複語尾「マス」を表記してゐる事例である。

「幸」は動詞として単独に用ゐられたものは、すべて敬語の動詞として用ゐられたものであり、「イデマス」と訓むべきである。単独に用ゐられた事例は少く、最も広く一般的に用ゐられてゐる事例は、他の動詞の上または下に附加された形である。そして、国語の敬語を表記する前述の「坐」の事例が、古事記全般を通じて現れてゐるのに對し、「幸」の方は神代の巻には極めて少く、主として神武記以下の天皇の巻に現れてゐることは、神代の巻と天皇の巻との漢文的表記の差異を暗示してゐると思はれる。

さて、敬語の動詞「イデマス」、敬語の複語尾「マス」を表記する「幸」は、最高の神、天皇、大后・后に限られてゐる。したがつて、「幸」は最も高貴な神及び人に用ゐられるのであつて、「御」は比較的神位の高い神及び皇子女以上の皇族に用ゐられ、「坐」は神及び一般皇族以上に用ゐられてゐる。勿論「御」「坐」共に最高の神及び人に至るまで用ゐられてゐるのであつて、その使用範圍に広狭があるのである。しかし、神にしても皇族にしても、葦原中

つ国の平定、日本国家の成立の障害となる行為をした神や皇族に対しては、「坐」さへ用ゐられてゐない。

このやうに最も高貴の神及び人に限り用ゐられる「幸」が、敬語の「イデマス」及び「マス」を表記するものとして倭建の命に対して用ゐられてゐるのである。

動詞 イデマス

期定而幸_レ于_二東國_一、自其地幸

複語尾 マス

入幸(二例)、幸行(四例)、還上幸時、

これらの「幸」が「マス」を表記したものであることは、同じく倭建の命に対し、「入坐(五例)」「還下坐之時」とある他、複語尾「マス」を表記した「坐」に対応するところに、「幸」が用ゐられてゐる事例が、古事記の各所に全般的に見られることによつて、明らかである。「幸行」の「幸」は天子の行、即ち行の敬語であつて、本来は共に動詞である。したがつて「行幸」の語もあるわけである。「幸」は古事記において単独で「イデマス」を表記すること前述の通りであるが、「幸行」が敬語の複合動詞「イデマス」を表記したものである以上、「イデマス」「マス」に敬意が表現されてゐるのであるから、「幸」は主としてその「マス」を表記したものと見るべきである。

五

更に、倭建の命に対しては、「崩」「詔」「奉」の如き語が用ゐられてゐる。

「崩」は、古事記においては、最高の神、天皇及び大后・后等に用ゐられ、皇子女には、特別のお方を除いては用ゐられてゐない。しかるに、倭建の命には「歌竟即崩。」と「崩」が用ゐられてゐる。この他、神武天皇の御兄五瀬の命、皇子には応神天皇の皇太子ウヂノワキイラツコに用ゐられてゐるが、この皇太子は応神天皇の崩後、後に仁徳天皇となられたオホサザキノ命と皇位を譲り合はれて、太子でありながら即位されず、皇位空しきうちに亡くなられた方である。倭建の命、ウヂノワキイラツコ共に太子であつたので、「崩」を用ゐたと一応考へられないことはないが、他に深い理由があつたものと考へられる。それは、書紀が五瀬の命及びウヂノワキイラツコに「薨」を用ゐてゐるのに対し(仁徳紀、即位前紀)、倭建の命には「崩」を用ゐてゐる(景行紀四十年)と「崩」を用ゐてゐる。この「崩」については書紀の諸本いづれも異同を見ない。しかして、書紀においては、皇太子以下の皇子女及び皇族に対しては、「崩」を用ゐた事例は無く、いづれも「薨」である。古事記に、「息長帯日売命者既崩故」「皇后御年

「百歲崩也」と「崩」を用ゐてゐる。神功皇后に「皇太后崩_ニ於稚櫻宮」(神功紀六十九年)と「崩」を用ゐてゐる以外は、書紀は、皇后に対しては、すべて「薨」を用ゐてゐる。仁徳天皇の皇后イハノヒメに対しては、「皇后薨_ニ於筒城宮」(仁徳紀三十五年)とある。したがつて、書紀が倭建の命に対し「崩」を用ゐてゐることは、古事記と同じく「崩」を用ゐてゐることと対比して、単なる偶然ではなく、何か理由があることと考へるのが至当である。記紀共に、倭建の命に対し「崩」を用ゐてゐることは、倭建の命が大后・后・皇后・太子の身分よりも高い身分の方で、天皇と全く同じ身分の方であることを意識してゐたことの象徴と見るべきである。

また、古事記においては、「詔」は最高の神、天皇、大后・后等に対して原則的に用ゐられ、皇子女は勿論、皇孫に対しても用ゐられてゐる。しかし、皇子女の場合は、特別な方に用ゐられ、一般の皇子女においては「曰」の方がより多く用ゐられてゐる。しかるに、倭建の命においては、天皇や叔母のヤマトヒメノ命に対する外は、すべて「詔」とあつて、「曰」は用ゐられてゐない。倭建の命における「詔」の事例は七例である。このやうに特別の場合以外は「詔」だけが用ゐられてゐることは、「詔」が天皇に限つて用ゐられるものではなくても、倭建の命の身分が天皇と

同じであつたことに因ると思はれる。

凡此倭建命、平_レ国廻行之時、久米直之祖、名七奉_ニ 脛、恒為_ニ膳夫_一以、從_レ仕奉也。

の「仕奉」及び「大御食」「大御酒盞」等の如く、倭建の命に対し、「奉」「大」が用ゐられてゐる。このやうな国語の敬語を表記する用法の「奉」「大」は、古事記においては最高の神、天皇、大后・后等に限り用ゐられるものであつて、倭建の命の身分が天皇と全く同じであつたことを裏づけるものといへよう。

六

古事記において国語の敬語を表記してゐる「御」「坐」「幸」「崩」「詔」「奉」「大」及び特定の身分を表示する「后」等の漢字が倭建の命又はその配偶者及び皇子女に用ゐられてゐることは、これらの漢字が特定の身分に應じて用ゐられてゐることを明らかにすることによつて、敬意を表す漢字の用字の上からは、倭建の命の身分が全く天皇と同じ地位であることを証してゐる。殊に記紀共に「崩」を用ゐてゐることは、記紀を通じて、最高の神、天皇、神功皇后に限られてゐることに徴すれば、用字上では記紀共に天皇と見てゐたことを認めてゐたことを証してゐる。古事記に

おいて、「幸」「奉」「大」が倭建の命に、「后」がその配偶者に用ゐられてゐることは、これらの漢字の使用が主として最高の神、天皇及びその配偶者に用ゐられてゐることから、古事記の撰進者が、用字の上では倭建の命を天皇と同じ地位の身分と意識してゐたことを裏書きするものである。

それでは、何故に、用字の上で記紀の編纂者が共に倭建の命を天皇と同じく取扱ひながら、しかもなほ記紀共に太子とし又は太子視して、即位の実を記してゐないのであらうか。この事は、常陸風土記及び阿波風土記逸文に、倭武天皇、倭建天皇命とある事と対比して考察すべきであらう。そして、常陸風土記、阿波風土記逸文の天皇説は、信頼するに足りない異伝とも考へられない。確かな抛りどころのある古伝ではないかと考へられる。

古事記の序文は元來は太安萬侶の上表文である。その序文によれば、当時諸家に伝を異にする多くの帝紀及び本辭（旧事）が伝へられてゐて、それらの中には正実に違ひ多くの虚偽が加へられてゐた。帝紀及び旧辭の正偽を考定されたのは、一に天武天皇であらう。太安萬侶もそのやうな正偽の取捨撰択を行つたといふ小説があるが従ひ難い。いづれにしても、伝を異にする多くの帝紀及び本辭が当時伝へられてゐた事は事実である。この事実は、書

紀の編纂事情や編纂形式に徴しても、明らかに看取される。

古事記の撰録者である安萬侶は、序文中に国語表記については細心の注意を払ひ、それに応ずる一定の表記方針を採つたことを述べてをり、皇統を中心とする身分の上下關係を書き分ける特別の漢字を用ゐて表記してゐることは、前述の通りである。古事記は天皇氏の氏文ともいふべきものであり、古事記編纂の目的は、天皇氏が他の諸氏族に比し絶對的に神聖であり優位であること、及び元首としての皇位の絶對的永久性と神聖性を主張することにある。このやうな古事記において、皇統の系譜上の身分を書き分ける用字の使用をゆるかせにすることは、古事記編纂の目的を根本的に破壊するものである。古事記の序文に記された安萬侶の表記方針から、そのやうなことは絶對に考へられない。書紀の編纂目的においても、古事記の編纂目的と變りはない。ただ、書紀においては、これを外国に示すといふことと共に、国史の編纂といふ意識目的が確立されてゐるのである。したがつて、五瀬の命や太子にさへ「薨」を用ゐた書紀が、倭建の命に「崩」を用ゐてゐることは、古事記の倭建の命に対する敬語を表記する漢字の使用と考へ合せると、決して偶然とは考へられない。

では、何故に、記紀共に倭建の命に対して、天皇の位に

対応する敬語を表記する漢字を用ゐたのであらうか。それは、当時諸家に伝へられてゐた帝紀及び本辞の記事の大部分が、倭建の命を天皇として記してゐたものではあるまいか。少くとも、記紀の編纂当時においては、倭建の命の天皇説が非常に有力で、これを否定する積極的資料が存在してゐなかつたと考へられる。有力な資料の殆どのものが、倭建の命を天皇と伝へてゐたのであらう。常陸風土記に倭武天皇、阿波風土記逸文に倭建天皇命と記してゐるのは、この間の事情を正しく反映してゐるものと解すべきであらう。また、十四代仲哀天皇が倭建の命の皇子であることも、合せ考へるべきであらう。

記紀の編纂当時においては倭建の命の天皇説が有力であり、記紀が国語の敬語を表記する漢字の上では、全く天皇と同じ字を用ゐながら、記紀の記述は共に太子または太子視してゐることは、何か深い理由に基づくものがあると考えられる。その理由は不明にしても、記紀共に倭建の命の即位の事実を認めないで、太子として記してゐるのは、天武天皇以来の天皇氏の意志に基いて決定されたものと思はれる。そこには、作意が動いてゐることが看取される。記紀の編纂者が共に、用字の上で倭建の命を天皇視してゐることは、記紀の編纂者が共に当時有力であつた天皇説を肯定しながらも、天皇氏の意志により、表面的には否定せざる

を得なかつたことの現はれと解されるのである。しかし、天皇氏にしても、倭建の命の天皇説を暗々裡に認めてゐたので、記述の上で否定してゐる以上、天皇視した記紀の用字法を黙許しなくてはならない事情にあつたのではあるまいか。

古記事が五瀬の命・神功皇后・ウジノワキイラツコのお三方に「崩」を用ゐてゐるのは、即位こそされなかつたが、お三方が天皇と同じ職務を執り行はれたことを重視したためと思はれる。これに対し、書記がお三方に対し「崩」を用ゐず、「薨」を用ゐてゐるのは、即位の事実の有無を重視したためであらう。とすれば、記紀共に倭建の命に限り、「崩」を用ゐてゐるのは、記紀編纂当時、諸家に伝へられた諸伝においては、倭建の命の即位の事実であることを伝へたものが絶対的に多かつたであらう。常陸・阿波両風土記の記事もその反映であらう。しかし、また同時代に二人の天皇が存在してゐた時代があつたといふことも考へられないことではない。したがつて、倭建の命は景行または成務と、ウジノワキイラツコはホササギの命と、同時に二人とも天皇の位に即かれてゐたかも知れない。いづれにしても、記紀編纂当時、倭建の命の天皇即位説は、絶対的に支配的であつたと思はれる。